

出産育児一時金の見直し（国民健康保険条例の一部改正）について

1 改正の経緯

国の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされた。

これに基づき、国は、令和5年1月末を予定に、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の一部改正を進めており、改正後、出産育児一時金は、現在の42万円から50万円に引き上げられる（施行期日は令和5年4月1日）。

2 改正内容

出産育児一時金の額を42万円から48万8千円に改める。ただし、産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合は、50万円とする。（第5条第1項の改正関係）

3 施行期日

令和5年4月1日から施行

(※)産科医療補償制度

通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった小児に補償金を支払う制度で、分娩機関ごとに加入するもの。